

第9章 評価指標と進行管理

9-1 評価指標の設定

(1) 設定の考え方

本計画を実効性や有効性のあるものとするために、都市再生特別措置法においては、おおむね5年ごとに施策の実施状況について調査・分析・評価を行うよう努めることとされています。

そこで、第8章において定めた取組に関わるもののうち、特にコンパクト・プラス・ネットワークの実現に大きく寄与するもの、また継続的なモニタリングが可能なものについて、評価指標及び目標値を定めます。

(2) 評価指標と目標値

本計画の評価指標については、以下について定めることとします。

	評価指標	令和7年度 現在値	令和24年度 目標値	
居住	居住誘導区域内の人口密度	118.8人/ha	118.8人/ha	
	土砂災害警戒エリアの住居戸数	76戸	76戸以下	
都市機能	都市機能誘導区域 の誘導施設	志木駅周辺	21施設	21施設以上
		新座駅周辺	16施設	16施設以上
		新座市役所周辺	8施設	8施設
		ひばりヶ丘駅 北口周辺	4施設	4施設
		福祉の里周辺	3施設	3施設
公共交通	公共交通沿線人口割合	90%	90%以上	
防災	住宅密集地における準防火地域の指定	0地区	7地区	
	住宅密集地における地区計画の設定	2地区	7地区	
財政	経常収支比率の改善	98.7% (R6年度)	95%	

なお、今後、公共施設再配置計画（令和8年度策定予定）等の関連計画の策定又は変更内容に合わせ、目標値についても見直しを行います。

9-2 進行管理の考え方

本計画に基づくまちづくりを計画的に進めるためには、継続的なモニタリングに基づく進行管理が必要となります。

そこで、進行管理にあたっては、新座市都市計画マスタープランと合わせ、おおむね5年ごとに、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返す以下のような「PDCAサイクル」に基づいて実施することとし、初回の計画の見直しは令和14(2032)年度に行う予定です。

評価指標の継続的なモニタリングによる見直しの例としては、居住誘導区域内の人口密度の変化による居住誘導区域設定の見直し、居住に係る誘導施策の見直しや新規設定など、社会情勢の変化によるものが考えられます。このほかに、関連法令、関連計画、都市計画運用指針等の改正、都市の骨格構造が変化するプロジェクトの具体化が見通された場合等においても、計画の見直しを行うことを検討します。

図 PDCAサイクルのイメージ

